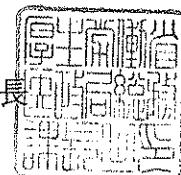


医政総発第0615001号

平成19年6月15日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



管理栄養士の出向に関する取扱いについて

先般、標記について疑義照会があり、別添のとおり回答しておりますので、貴職におかれましても、当該回答の内容についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

また、本件の運用に当たっては、当該回答の考え方及び留意点にご配慮いただきますようお願い申し上げます。



医政総発第1016001号
職需発第1016001号

平成 18 年 10 月 16 日

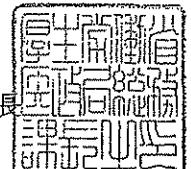
社団法人 日本メディカル給食協会

会長 小野寺 真悟 殿

理事 相談役 村田 士郎 殿

厚生労働省

医 政 局 総 務 課 長



職業安定局需給調整事業課長



管理栄養士の出向に関する取扱いについて（回答）

平成 18 年 10 月 4 日付けで照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

ご照会は、職業能力開発を目的にいわゆる在籍出向の形態をとった際に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は職業安定法に抵触するか否かについてのご照会と考えますが、これについては、個別具体的に判断されることとなるため、一概にお答えすることはできませんが、一般的な考え方と留意点は以下のとおりです。

いわゆる在籍出向は、形態としては労働者供給に該当するため、当該出向が業として行われる場合には、労働者供給事業を禁止した職業安定法第44条に抵触するものですが、いわゆる在籍出向が、労働者の職業能力開発を目的として行われる場合には、業として行われると判断されることは少なく、この場合職業安定法第44条に抵触するものではありません。

しかしながら、職業能力開発目的の在籍出向と称していれば業として判断されないというものではなく、本件病院における管理栄養士の場合は、例えば、「在籍出向を行う対価として出向元が金銭を受けとるなど営利を目的としていわゆる在籍出向を行っている場合」、「業務への従事を通じて習得させる知識、技能等の内容が明らかでない場合」又は「「出向元」への復帰後に習得させた知識、技能等を活用する業務が具体的に想定されていない場合」は、職業安定法第44条に抵触しない職業能力開発を目的としたいわゆる在籍出向とは認められないと考えられます。



日メ協 第73号
平成18年10月4日

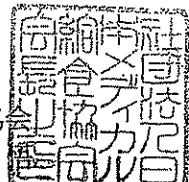
厚生労働省

医政局総務課長 二川 一男 殿

職業安定局需給調整事業課長 坂口 卓 殿

社団法人 日本メディカル給食協会
会長 小野寺 真

理事 相談役 村田 土郎



管理栄養士の出向に関する取扱いについて(照会)

病院における給食業務については、医療法施行令第15条の2に基づき外部の給食業者への委託が認められております。医療機関における給食業務については、全面委託した場合、直営に比べて効率的であり、かつ、一定の質を確保できることが明らかになっており、今後も、病院における給食業務の委託を進めていくことが良質で効率的な医療提供に資するものと考えております。

一方で、医療法施行規則第9条の10においては、病院から調理業務の委託を受けることのできる給食業者(以下「受託業者」)について、受託業務の指導及び助言を行う者として、病院の管理者として経験等を有する医師又は病院において患者等に対する食事の提供の業務を5年以上経験した管理栄養士を有することを要件としております。

病院において受託業者に属する管理栄養士については、食事の提供の業務に加え、実際に病院において患者等への栄養指導の業務に携わった経験を有することで、患者等の栄養に関するニーズを的確に把握し、病院から受託した調理業務の質の向上に資すると考えております。

つきましては、受託業者に雇用される管理栄養士の資質を向上し、受託した調理業務の質を高めるため、以下の要領で、受託業者が自らの雇用する管理栄養士を、雇用関係を維持しつつ病院に出向させることを考えております。このような取扱いは、労働関係法令の規定に抵触するものではないと考えておりますが、ご教示いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 受託業者から病院への出向は、受託業者の雇用する管理栄養士の職業能力開発を目的としていわゆる在籍出向の形態で行うものとする。
2. 病院に出向させる期間は、管理栄養士としての職業能力開発を行うのに過不足ないと考えられる合理的な期間とするものとする。
3. 出向期間中は、出向先の病院の指揮命令に従い当該病院の業務のみを行い、受託業者の業務は行わないこととする。

以上